

平成25年(行ウ)第10号 損害賠償等請求事件 (住民訴訟)

原告 河濟盛正ら 外44名

被告 山口県知事

平成27年(行ウ)第1号 損害賠償等請求事件 (住民訴訟)

原告 河濟盛正ら 外36名

被告 山口県知事

第10 準備書面

2015 (平成27) 年5月25日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 田川章次



同 訴訟代理人弁護士 内山新吾



同 訴訟代理人弁護士 小沢秀造



同 訴訟代理人弁護士 堀良一



同 訴訟代理人弁護士 永井光弘



同 訴訟代理人弁護士 浅野正富



同 訴訟代理人弁護士 嶋田久夫



同 訴訟代理人弁護士 丸山明子



同 訴訟代理人弁護士 仁比聡平



同 訴訟代理人弁護士 石口俊一



同 訴訟代理人弁護士 則武透



同 訴訟代理人弁護士 米倉大樹



同 訴訟代理人弁護士 内山傑史



同 訴訟代理人弁護士 平尾真吾



平成27年4月15日付け被告答弁書（以下、単に「答弁書」という）に対し、以下とおりの認否・反論する。

なお、被告は、要旨（答弁書2頁上から6行目）にて却下を求める理由を整理しているので、それぞれ理由(1)、(2)と摘示する。

第1 理由(1)について

被告の主張を整理すると、御庁平成25年(行ウ)第10号事件（以下「前訴」という）と平成27年(行ウ)第1号事件（以下「後訴」という）とは、監査対象としては同一行為であるところ、後訴については、最初の監査結果の通知（平成25年8月2日）から既に30日以上が経過しており、出訴期間の要件を満たさないとの主張であるものと思慮される。

しかし、被告の上記主張を前提とするならば、原告は、再度、訴えの変更を余儀なくされることになる。そもそも、被告は、前訴において、前訴山本知事の行為と後訴村岡知事の行為とは監査対象としては同一性がなく、監査請求前置の要件を満たさないと主張していたところであり、原告は、行為主体が異なることを考慮し、改めて監査請求を経た上で、後訴を提起した次第である。また、前訴出訴期間満了時において、後訴村岡知事の行為は存在していない。訴えの変更も、別訴提起も認められないのであれば、山口県民らが後訴村岡知事の行為に伴う支出の違法性を争う術が完全に失われてしまう。

なお、上記監査請求は監査対象の同一性を理由に却下されているが、適法な住民監査請求が誤って却下された場合でも、住民監査請求を前置したとあってよい（甲54：最判平10・12・18民集52・9・2039）。

したがって、被告の主張は失当である、あるいは公正かつ迅速及び

信義誠実な訴訟追行の要請に反する（地方自治法 242 条 1 項・行政事件訴訟法 43 条・同法 7 条・民事訴訟法 2 条）として、排斥されるべきである。

第 2 理由(2)について

前訴おける答弁書（2 頁上から 10 行目ないし 6 頁上から 7 行目まで）と同様の内容であり、これに対する原告の認否・反論は、従前（原告第 1 ないし第 9 準備書面）のとおりである。

以 上

平成25年(行ウ)第10号 損害賠償等請求事件 (住民訴訟)

原告 河濟盛正ら 外44名

被告 山口県知事

平成27年(行ウ)第1号 損害賠償等請求事件 (住民訴訟)

原告 河濟盛正ら 外36名

被告 山口県知事

証拠説明書

2015 (平成27) 年5月25日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 田川章次



同 訴訟代理人弁護士 内山新吾



同 訴訟代理人弁護士 小沢秀造



同 訴訟代理人弁護士 堀良一



同 訴訟代理人弁護士 永井光弘



同 訴訟代理人弁護士 浅野正富



同 訴訟代理人弁護士 嶋田久夫



同 訴訟代理人弁護士 丸山明子



同 訴訟代理人弁護士 仁比聡平



同 訴訟代理人弁護士 石口俊一



同 訴訟代理人弁護士 則武透



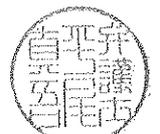
同 訴訟代理人弁護士 米倉大樹



同 訴訟代理人弁護士 内山傑史



同 訴訟代理人弁護士 平尾真吾



原告らは、提出した証拠につき、下記のとおり説明する。

記

甲	標目（原・写）		作成時	作成者	立証趣旨
54	判例タイムズNo.991 (117～121頁)	写	H11.03.15	株式会社 判例タイムズ社	適法な住民監査請求 が誤って却下された場 合でも、住民訴訟を前置 したとあってよいこと。

※ なお、証拠の標目について、写しを原本として提出する場合は「写」、原本に代えて写しを提出する場合は「(写)」と表記した。

以 上